

事務連絡
平成31年3月29日

国土交通省関係局バリアフリー施策担当 各位
各地方運輸局・地方整備局等バリアフリー施策担当 各位

国土交通省総合政策局
安心生活政策課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律
並びに関連する省令及び告示の施行について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）が平成30年5月25日に公布され、一部の規定を除き平成30年11月1日から施行されたところですが、今般、残りの規定が平成31年4月1日から施行されます。

これにあわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成31年国土交通省令第7号）、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（平成31年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示（平成31年国土交通省告示第316号）、旅客施設及び車両等の移動等円滑化の促進に関する公共交通事業者等の判断の基準（平成31年国土交通省告示第317号）が施行されます。平成31年4月1日から施行される法律、省令及び告示の概要は、別紙のとおりです。

本省各局におかれましては、関係事業者等へ、各地方運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）におかれましては、局内関係部局並びに管内の地方公共団体及び関係事業者等へ、各地方整備局におかれましては、局内関係部局及び管内の関係事業者等へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、今般、会計検査院より、「中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について」（平成30年12月21日。以下「検査院報告」という。）が国会に報告されました。検査院報告においては、バリアフリー事業を中心市街地の活性化に関する法律第9条に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に位置付けるに当たっては、バリアフリー事業の担当課室と十分連携して、事業の具体的な実施時期等について検討した上で取り組む必要があるとされています。

これに関連して、地方公共団体が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項の規定により基本構想を作成する際においても同様に基本計画の担当課室と十分連携する必要があるとの指摘を受けております。これを踏まえ、基本計画及び都市再生特別措置法第81条に規定する立地適正化計画等に記載されたバリアフリー事業を基本構想にも同様に位置づけるなど、これらの施策との整合・連携した取組が重要であり、そのためにも庁内の各部局の理解と連携を深めることが重要です。



各地方運輸局におかれましては、上記については、局内関係部局並びに管内の地方公共団体に周知いただきますよう、よろしくお願いたします。

【参考】

- ・ 検査院報告本体

http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/30/h301221_1.html (該当箇所：本文 p.35、36、116)

【添付資料】

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）新旧対照表
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成31年国土交通省令第7号）
- ・ 移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（平成31年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示（平成31年国土交通省告示第316号）
- ・ 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の促進に関する公共交通事業者等の判断の基準（平成31年国土交通省告示第317号）
- ・ 公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアル

平成31年4月1日から施行される法律、省令及び告示の概要は、下記のとおり。なお、概要中では、それぞれ、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）を「法」、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）を「施行規則」、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）を「基準省令」、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示（平成31年国土交通省告示第316号）を「要件・様式告示」、旅客施設及び車両等の移動等円滑化の促進に関する公共交通事業者等の判断の基準（平成31年国土交通省告示第317号）を「判断基準告示」とする。

記

① 公共交通事業者等の範囲の拡大

法における「公共交通事業者等」に、道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者及び海上運送法による旅客不定期航路事業者を加え、それぞれの車両等の公共交通移動等円滑化基準を定める。

なお、公共交通移動等円滑化基準の適合対象となる車両等に関して、貸切バス車両については、一般貸切旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うため高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限定しており、旅客不定期航路事業の用に供する船舶については、総トン数200トン未満のものは、公共交通移動等円滑化基準によらないことができるとともに、経過措置があることに留意されたい。また、貸切バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるための具体的な整備内容等については、以下で掲載している「バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）」も参照されたい。

URL : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html

（法第2条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第23号、施行規則第26条、第27条、基準省令第1条第13号の2、同条第15号、第43条の2、第61条関係）

② 公共交通事業者等による取組の強化

一 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援に係る努力義務の創設

公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならないものとする。

（法第8条第4項関係）

二 公共交通事業者等による計画の作成等

1 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置等並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとし、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項として、判断基準告示を定める。なお、当該

告示に記載されていない取組を制限するものではないことに留意されたい。

(法第9条の2関係)

- 2 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、1の判断の基準となるべき事項を勘案して、旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置等の実施について必要な指導及び助言をすることができるものとする。

(法第9条の3関係)

- 3 公共交通事業者等(要件・様式告示一において定める要件に該当するものに限る。)は、毎年度6月30日(平成31年度においては12月31日)までに、判断基準告示において定められた目標に関し、その達成のための移動等円滑化取組計画書を作成し、主務大臣に提出しなければならないものとするとともに、当該計画書を公表しなければならないものとする。

(法第9条の4、第9条の6、施行規則第6条の3、第6条の6、要件・様式告示一、二関係)

移動等円滑化取組計画書を提出した公共交通事業者等は、翌年度の6月30日までに、移動等円滑化取組報告書として、移動等円滑化取組計画書に基づく措置の実施の状況等を主務大臣に報告しなければならないものとするとともに、当該報告書を公表しなければならないものとする。移動等円滑化取組計画書及び移動等円滑化取組報告書の作成に当たっては、添付の「公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアル」も参照されたい。

(法第9条の5、第9条の6、施行規則第6条の4、第6条の5、第6条の6、第6条の7、要件・様式告示三関係)

なお、要件に該当しない公共交通事業者等についても、既存旅客施設・車両等の公共交通移動等円滑化基準への適合、旅客支援、情報提供及び教育訓練は努力義務であり、移動等円滑化取組計画書及び移動等円滑化取組報告書を作成し、計画的にバリアフリー化の措置を講ずることが望ましく、これらの計画書及び報告書を提出した場合は、その年度の移動等円滑化実績等報告書の提出は免除される。

また、移動等円滑化取組計画書及び移動等円滑化取組報告書の提出期限にあわせて、移動等円滑化実績等報告書の提出期限を5月31日から6月30日に改めるとともに、その様式の一部を改正していることに留意されたい。

(施行規則第23条、要件・様式告示四関係)

- 4 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が1の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとするとともに、勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

(法第9条の7関係)

③ 協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等

- 一 建築主等は、一定の要件に適合する建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務大臣が認める旅客施設の敷地に隣接し、又は近接する土地において当該建築物特定施設を有する建築物(以下「協定建築物」という。)の建築等をし

ようとするときは、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができるものとする。

二 所管行政庁は、一の計画が一定の基準に適合すると認めるときは、認定をすることができるものとする。

三 二の認定を受けた計画に係る協定建築物について容積率に係る特例を設けるものとする。

(法第22条の2、施行規則第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6、第12条の7、第12条の8関係)

④ 移動等円滑化施設協定

一 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所等の整備又は管理に関する事項等を定める移動等円滑化施設協定を締結することができるものとする。

二 移動等円滑化施設協定は、市町村長の認可を受けなければならないものとするとともに、当該認可の公告のあった移動等円滑化施設協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化施設協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(法第51条の2関係)

三 その他、移動等円滑化経路協定の申請の公告、認可の基準、認可の公告に関する規定は移動等円滑化施設協定について準用することとする。

(施行規則第22条の2関係)